



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者？
「もの言う」自由を守る会
ニュース25号
2022年10月5日



〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25
弁護士法人ぎふコロボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

控訴審第1回口頭弁論傍聴に100名超 ～感謝！ 次回以降の口頭弁論も引き続き傍聴を～

8月31日、控訴審第1回口頭弁論期日。

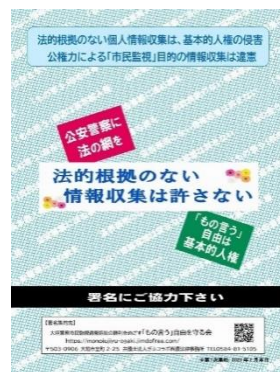
長く続いた裁判所の傍聴席制限は解除され、1号法廷は、ほぼ100名入れます。西濃からはマイクロバスを仕立てましたが、名古屋・愛知の方々がどれだけ集まって下さるか？ 雨という予報もあったので、傍聴席に多くの空きが出てしまったらどうしよう、と少し心配していました。

実際はこの日は好天に恵まれ、裁判所前には、多くの方が集まって下さいました。傍聴席は満席となり、スタッフ数名は入れませんでした。

今度の裁判長の訴訟の進め方は丁寧です。法廷では、一審原告本人（船田伸子さん）の意見陳述と代理人2名（山田弁護士、山本弁護士）による控訴理由書要旨の朗読が行われました。特に、本人の意見陳述は「とてもよくわかった」と傍聴者に大変好評でした。



**名古屋高等裁判所
宛の新署名を始め
ました。ご協力を！**



7・30総会の報告は4pに掲載しています

《次回口頭弁論のご案内》

日時：11月16日(水) 14時～
場所：名古屋高等裁判所1号法廷

《11/16の行動予定》

13:20～ 裁判所前集会
13:35～ 入廷行動
14:00～ 口頭弁論
14:50～ 報告集会

裁判報告集会

名古屋高裁近くの桜華会館で、記者会見兼報告集会を行いました。弁護団からの説明の後、一審原告からの挨拶、会場からの質問や発言、稲葉當意共同代表の発言があり、最後に、横山文夫共同代表&弁護団が、次のように締めくくりました。

今日の法廷で、警察も憲法的秩序の下にある、という言葉が出ました。



公安警察を、どうしたら民主的コントロールの下に、憲法的秩序の下に服させられるか、これがこの裁判のメインテーマだと考えています。

しかし、一審被告(岐阜県警)のほうは、情報収集の一般的な基準、誰を対象者にどのように情報収集活動をしているのかも、なぜこの4人が対象でどういうふうにして情報を集めたのかということも、

一切明らかにしていません。真っ向から我々と憲法に挑戦しています。控訴審では、警察庁の刊行物を証拠で出してきたからには、多少は何か言ってくるのかどうか。



一審判決は、情報提供については、一定のルールを示しましたが、情報収集は何のルールも示さず、やって良いみたいな判決になっています。控訴審では、情報収集について、決着をつけなければなりません。

今日は沢山の方にいらして頂きました。皆さんをはじめ、多数の市民のバックアップを受けて、闘いを進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

- ☆ 第2回口頭弁論(11月16日)も、西濃方面からバスでの傍聴参加者の送迎を行いたいと考えています。事務局(小倉)までお問合せ下さい。
- ☆ 署名用紙をご希望の方は、枚数、送り先(連絡先)をお申し出下さい。
- ☆ 身近な場所で、小規模でも学習会を企画してください。講師を派遣します。(上記お申込み、お問合せには、「もの言う」HPのフォームもご活用下さい。)

“社会課題の解決を目指す訴訟“(公共訴訟)の支援に特化したウェブプラットフォーム『CALL4』に公開しました。

《公安警察による市民運動の監視を許さない。
市民の「もの言う」自由を守るための訴訟》

- ① クラウドファンディングも始めました。
- ② CALL4 Podcast をお聴き下さい。



船田伸子さんの法廷での本人意見陳述

満席の傍聴席の視線を背中に感じて、緊張しました。同時に、これまで自分が支援してきた方々から温かく応援されていることも感じました。自分（及び相原告）だけの問題ではない、と改めて意を強くしました。（船田）

意見陳述要旨

今回の裁判を通じて、私が求めているのは、風力発電施設建設予定地の住民でもなく、また何の関係もなかったのに、なぜ「私」だったのかを知ることです。

私は、長年、法律事務所の職員として働き、どんな問題も民主的な話し合いと法律で問題を解決する道筋があることを知っています。トンネルじん肺裁判、荒崎水害裁判、関ヶ原人権裁判など人権侵害を受け、命を削りながら裁判を通して正義を貫こうと頑張った人たちと関わり、それを支援する人たちに学んできたことが今の私の生き方を形作っています。

市民活動は、ほとんどが何らかの人権侵害を防ぐための市民の防衛手段です。一人では実現が難しいがために同じ思いを持つ人同士が手をつなぎあい、大きな力になることが必要なのです。そしてそれは、当然の市民の権利であり、「公共の安全と秩序の維持」という警察法を理由に事前につぶしてしまうことは、民主主義の根幹を否定するものだと思います。

裁判のもう一つの目的は、私が情報収集の対象になっていたことが、私と私につながるすべての友人、知人、家族に対しても同じように収集の対象となることだと思い、そんな社会が本当に正しいのか司法に問いたいからです。

私は、この裁判を通じて、情報提供以上



に、情報収集こそが本当に怖いのだと知りました。普通に生きる上で、とても不自由に感じます。監視されている状態がこれから

も長く続くのですから。

公安警察の情報収集は、誰かの個人情報やエサにしてより広く、もっと深く情報が集めていくというものであったと明らかになりました。そのエサは、より食いつきやすいものとして誇張され、歪められ、別の人格を持つようになっていきました。誰がそのエサにされるのかは、一方的に公安警察に委ねられています。

今度の控訴審で、法的根拠のない中で、「公共の安全と秩序の維持」のために、公安警察が情報収集を続けることをやむを得ないとするならば、それはもう民主国家でもなければ、法治国家でもないことになります。

私と私につながるすべての人たちの人権を守るためにも、どうしても公安警察の情報収集は違法であり、私の間違った情報、必要性のない情報を抹消し、私につながるすべての人のプライバシーを守り、本当に安心して暮らせる生活を取り戻したいと切に願っています。

7/30 「もの言う」自由を守る会 6周年総会

新型コロナ感染拡大が続く中、感染防止に気をつけつつ、約50名に集まって頂きました。

朝日新聞のスクープで事件が明るみに出してから丸8年。その間、国と権力者による「共謀罪」「デジタル改革関連法」「土地規制法」などの悪法の強行成立が相次ぎました。私たちの運動は、「この事件」の裁判支援にとどまらない、「もの言う」自由のための闘いでした。

2月21日の一審判決当日には、岐阜地裁前で待ち受ける支援者の前に「公安警察の情報提供を断罪」の旗出しを行うことができました。しかし本丸とも言える情報の収集と抹消については、控訴審



での厳しい闘いとなります。

この裁判の勝利をめざし、運動を通じて警察国家への道に待ったをかけ、「もの言う」自由を定着させていくという大きな目標を再確認しました。

第2部の記念講演は、岡本浩明弁護士による「一審判決を力に！公安警察に法の網を」。

動画とレジュメをHPにアップしています。視聴してください。



「ご迷惑をおかけした」シーテック社と中部電力は謝ってよ！

8・23 要請アピール行動

シーテック社も中部電力も、公安警察との「意見交換」に関わっていました。一審判決後、それぞれ「多方面にご迷惑をおかけした、お詫びしたい」とコメントしています。

「では原告に謝罪して下さい」と面会を求めましたが、二転三転の挙句「面会も、要請書の受け取りもできない」と拒絶しました。自慢の「中部電力グループCSR宣言」とはかけはなれた対応です。それぞれの会社の前でアピール行動を行いました。



**「もの言う」自由を守る会
会員募集中！**

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》 ゆうちょ銀行
記号番号 00800-0-216504
加入者名 「もの言う」自由を守る会

「もの言う」自由を守る会HP↓

